

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 管理担当
不利益処分名	許可の取消し等
根 拠 法 令	徳島市都市公園条例
根 拠 条 項	第11条第1項
連 絡 先	(電話 621 - 5295 )
処 分 基 準	<p>【根拠条文】  (監督処分)  第11条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基く処分に違反している者  (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者  (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 【略】</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)